

フィルタリングで 子どもを有害情報 から守りましょう!



平成26年
7月1日施行

沖縄県青少年保護育成条例が 改正されました。

保護者は、子どものインターネット利用に関する適切な**教育と管理**に努めてください。

子ども使用の**確認義務**(携帯電話事業者・販売店)

携帯電話の使用者が子ども(18歳未満)であるかどうかの確認をすることになりました。

※保護者は、子どもが使用する場合、法律によりその旨申し出る義務があります。



フィルタリングの**説明義務**(携帯電話事業者・販売店)

インターネット利用に伴う危険性やフィルタリングの必要性について説明と書面の交付をすることになりました。



フィルタリングサービスの**申込**

※子どもが使用する場合、法律により原則としてフィルタリングサービスへの加入が必要です。

正当な理由を記載した**書面の提出義務**(保護者)

子ども使用の携帯電話でフィルタリングサービスを利用しない場合、保護者は正当な理由を記載した書面を提出することになりました。また、携帯電話事業者は、提出された書面を保存する必要があります。



スマートフォンの**注意事項**

スマートフォンの場合は、無線LAN経由のインターネット接続による有害情報の閲覧を防ぐため、**フィルタリングソフト**の説明を販売店から受けてください。

フィルタリングとは、インターネット上の「**出会い系サイト**」「**アダルトサイト**」など有害情報が含まれるサイトへの**アクセス制限機能**です。



沖縄県

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL098-866-2174/FAX098-868-2402

沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課
メールアドレス aa022004@pref.okinawa.lg.jp